

| | | | | |
|---|--------------------|--|--|----------|
| 1 | 交付対象者 | 年金保険、医療保険、介護保険の加入者（被扶養者を含む。） | | |
| 2 | 現行保険者 | 年金（国、共済組合）、医療（国、健康保険組合、市町村、共済組合、国民健康保険組合等）、介護（市町村、広域連合等） | | |
| 3 | 発行責任者 (仮定) | 厚生労働大臣 | | |
| 4 | 交付事務取扱者 (仮定) | 市町村 | | |
| | | 交付対象者の動き | 現行保険者、発行責任者、交付事務取扱者等の動き | 課題、必要条件等 |
| 5 | カードの発行、本人への交付プロセス | (資料 4 を参照) | | |
| | 5-1 年金手帳としての機能 | (資料 4 を参照) | | |
| | 5-2 健康保険証としての機能 | (資料 4 を参照) | | |
| | 5-3 介護保険証としての機能 | <p>< 40歳から64歳の者 ></p> <p>① 現行通り、受給が必要となった者及び希望者は、介護保険者（市町村）で手続きを行う。</p> <p>< 65歳に到達した者 ></p> | <p>< 40歳から64歳の者 ></p> <p>② 介護保険者（市町村）は、介護保険の被保険者番号を付番し、当該番号を中継DBに当該番号を送達。</p> <p>③ 介護保険者（市町村）は、介護保険の被保険者番号を当該者に通知。</p> <p>< 65歳に到達した者 ></p> <p>① 介護保険者（市町村）は、対象者に被保険者番号を付番し、当該番号を中継DBに送達。</p> <p>② 介護保険者（市町村）は、介護保険の被保険者番号を対象者に通知。</p> | |

| | | | | |
|----------------------------|-------------|--|--|--|
| 6 DBと資格確認 の実現方法 | | | | |
| | 6-1 医療保険 | | | |
| | 6-2 介護保険 | | | |
| | 6-3 年金保険 | | | |
| 7 DBと情報閲覧 の実現方法 | | | | |
| | 7-1 医療保険 | | | |
| | 7-2 介護保険 | | | |
| | 7-3 年金保険 | | | |

| 8 属性、保険者変更時の手続、カードの使用方法 | | | |
|-------------------------|---|---|---|
| 8-1 住所地が変わる場合 | ① 住所変更届を市町村を通じて発行責任者に提出 | ② 発行責任者が中継DBの住所情報を更新（カードはそのまま）。 | <ul style="list-style-type: none"> ・カード、公的個人認証（オンライン認証）を転居しても失効させないようにする必要性 ・保険者にも別途届け出するのか |
| 8-2 氏名が変わる場合 | ① 氏名変更届を市町村を通じて発行責任者に提出 | ② 発行責任者が中継DBの氏名情報を更新（※券面に氏名を記載する場合、市町村が新しいカードを交付）。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保険者にも別途届け出するのか |
| 8-3 医療保険者を変える場合 | <p>① 旧医療保険者に資格喪失届を提出</p> <p>③ 新医療保険者に被保険者資格取得届（+被扶養者届）を提出し、その際、</p> <p><案1> 取得届に被保険者、被扶養者のカードを添えて提出</p> <p><案2> 被保険者、被扶養者の旧医療保険者から通知された旧被保険者番号を通知</p> <p><案3> 取得届に被保険者、被扶養者の住民票上の4情報を記載</p> <p><案4> 番号又は識別子を用いる場合には、取得届に当該番号・識別子を記載</p> | <p>② 旧医療保険者が中継DBの医療保険資格喪失処理。喪失通知を被保険者に通知</p> <p>④ 新医療保険者は、被保険者番号（+被扶養者番号）を付番し、中継DBに送達</p> | |

| | | | | |
|----|--------------------|---|--|--|
| | 8-4 介護保険者を変える場合 | ① 旧介護保険者に介護保険資格喪失届を提出。 ③ 新介護保険者に介護保険資格取得届を提出。 | ② 旧介護保険者が中継DBの介護保険資格喪失処理。 ④ 新介護保険者が被保険者番号を付番し、中継DBに送達。 | |
| 9 | カード紛失時・破損時の対応方法 | ① 紛失した又は破損した旨及び新カードの発行申請（+公的個人認証の発行申請）を市町村長に届出（破損の場合は破損したカードを提出） | ② 市町村長は、紛失又は破損を発行責任者に連絡し、発行責任者はカードの失効処理及び新カードの発行を、都道府県知事は公的個人認証の発行を行う。 ③ 市町村長は公的個人認証を載せて新カードを交付 | |
| 10 | カードの更新 | ② 送付された通知を持って、市町村窓口にて更新の申請（カードの更新申請及び公的個人認証の再発行申請）を行う。 | ① 市町村はカードの有効期限到来前に利用者に対して更新の通知を送付。 ③ 市町村長が公的個人認証を載せてカードを交付。 | |
| 11 | その他、上記以外の論点（例） | <p>○ 年金、医療保険、介護保険以外の社会保障制度に関する機能追加の在り方 機能の追加（各制度から見ればカードの活用）については、枠組みを示した上で、制度ごとに判断されるべき。 （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公費負担医療その他の社会保障給付 ・ 生活保護については、カードそのものの発行を伴う場合があることに留意 <p>○ その他の検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシー保護・利用制限の在り方 ・ 外国人へのカードの発行 ・ 写真付きカード ・ 住民基本台帳カードとの共通カード化 <p>希望する場合には、社会保障カード（仮称）に住基カードの機能を搭載することを可能とし、共通カード化を図るべきではないか。また、そもそも、住基カードに社会保障カードの機能を搭載してはどうか。</p> | | |